

介護給付費算定の届出等に係る留意事項について

【都道府県等指定権者向け留意事項】

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

令和3年4月報酬改定における経過措置の終了について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所異動連絡票を国保連合会に提出する必要がある。

都道府県等における事業所台帳の不備や整備の遅れは、不当な請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

1. 介護サービス事業所への適切な指導

届出様式、届出項目に関する留意点

都道府県等は、介護サービス事業所に対し、変更された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うよう指導すること。（詳細は別紙）

2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の変更等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、変更される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、都道府県等は的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たなコード体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、新規指定事業所の事業所台帳の異動情報については、インターネット請求の準備のために、都道府県から国保連合会へ1ヶ月前に送付していただくようお願いしているところだが（平成26年7月17日開催介護電子請求に関する都道府県・国保連合会合同説明会資料108～109ページ参照）、令和5年4月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、4月には送付せず、全て5月に送付すること。

【事業所向け留意事項】

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

今回の報酬改定に伴う加算の廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1．届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

2．提出の期限

令和5年4月の届出の提出期限は、**4月15日までとする**。提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	15：通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「ADL維持等加算」 を廃止	既存届出内容の「ADL維持等加算」が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「ADL維持等加算〔申出〕の有無」も「1：なし」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
2	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「看護体制強化加算」 「1：なし」 「3：加算」 「2：加算」 の要件を変更	「3：加算」、「2：加算」については、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。
3	63：介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「看護体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 の要件を変更	「2：あり」については、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。